- 2. 地域公共交通確保維持事業について
- (1) 陸上交通に係る確保維持事業
- ②協議会について
- ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通(地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統)について記載した 地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の 変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運 行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活 性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られている

ことを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の 増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程(デマンド型にあってはサービス提供時間)の1 0%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減 ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会 構成員において情報共有されることが必要である。